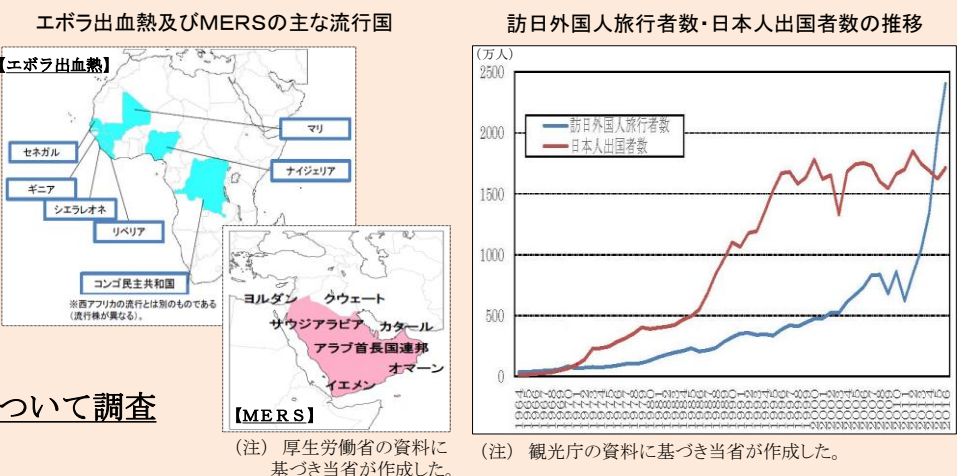


感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－の結果に基づく勧告（概要）

背景 [勧告日：平成29年12月15日 勧告先：厚生労働省] 資料15

- 近年、海外において国際的に脅威となる新興・再興感染症が発生及び流行し、十分な注意が必要な状況
 - ・ エボラ出血熱(1類感染症)：感染者2万8,000人以上、死亡者1万1,000人以上(平成25年12月～28年6月)
 - ・ 中東呼吸器症候群(以下「MERS」という。)(2類感染症)：感染者2,090人以上、死亡者730人以上(平成24年9月～29年10月)
 - 急速なグローバル化の進展に伴い、国境を越えた人や物資の移動がより一層迅速・大量となり、感染症は世界規模で拡散しやすい状況
 - ・ 出入国者数：訪日外国人2,404万人、出国日本人1,712万人(平成28年)
 - 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、また、国は、同年の訪日外国人旅行者数の目標を4,000万人と設定し、当該旅行者の受入れ環境の整備を推進
 - ⇒ 検疫感染症(注)の国内侵入に備えた水際対策、国内のまん延防止対策について調査
- (注) 国内に常在しないエボラ出血熱、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等の感染症を指す。以下、単に「感染症」という。



【調査対象機関】 厚生労働省(18検疫所を含む。)、総務省、国土交通省、防衛省、16都道府県、15市区町村(特別区を含む。)、44医療機関、関係団体等 【実地調査期間】 平成28年8月～11月

施策

検疫法に基づく水際対策

- 入国者のチェック(渡航歴、健康状態等)
 - 発症又は感染疑いが濃厚な場合、隔離・停留
- 感染のおそれのある者に対する健康監視
- 年に1回以上、総合的訓練を実施

感染症法(※)に基づく国内のまん延防止対策

(※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

- 感染症指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)の整備、感染症患者等の受入れ
- 感染症患者等の移送手段の確保、関係機関の連携
- 保健所及び関係機関の合同による移送訓練の実施

(注) 検疫法に基づく隔離・停留のための搬送及び感染症法に基づく感染症患者等の移送について、以下「搬送」という。

主な調査結果

- ① 入国時の渡航歴等の申告が遵守されていない
→ 健康監視対象者に漏れ、入国後発熱等 <8事例9人>
- ② 入国後の健康状態等の報告が遵守されていない
→ 健康監視対象者からの報告が遅延・中断 <573/911人>(約63%)
- ③ 指定医療機関の診療体制等の整備状況が区々等
→ 基準数での患者等の受入れを危惧する機関 <10/44機関>(約23%)
- ④ 院内感染防止措置等が十分でない
→ 感染管理の観点から改善が必要とみられる事例等 <62事例>
- ⑤ 感染症患者等の搬送手段等の確保が十分でない
→ 隔離・停留先や搬送手段の未確保等 <11検疫所、5保健所>
- ⑥ 感染症患者等の搬送訓練が十分でない
→ 総合的訓練や合同訓練が不十分 <8検疫所、3保健所>

主な勧告

- 入国時の渡航歴等の確認の徹底
→ 入国審査と連携した渡航歴等の申告の周知徹底等
- 健康監視の適切な運用の確保
→ 罰則適用の取扱いも含めた報告遵守方策の検討・運用徹底等
- 指定医療機関の診療体制等の適切な整備
→ 指定医療機関の診療体制等の実態把握
→ 実態把握結果に基づく改善措置
→ 制度の枠組みや指定基準等の見直しの検討
- 搬送手段等の適切な確保
→ 搬送手段等の総点検、改善指示・助言等
- 搬送訓練の適切な実施
→ 検疫所への訓練の実施基準の提示、保健所への効果的な訓練の実施事例の紹介等

感染症対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について

主な調査結果

- ①入国時の渡航歴等の申告が遵守されていない
→ 健康監視対象者に漏れ、入国後発熱等
＜8事例9人＞
- ②入国後の健康状態等の報告が遵守されていない
→ 健康監視対象者からの報告が遅延・中断
＜573/911人＞（約63%）
- ③指定医療機関の診療体制等の整備状況が区々等
→ 基準どおりの患者等の受入れを危惧する機関
＜10/44機関＞（約23%）
- ④院内感染防止措置等が十分でない
→ 感染管理の観点から改善が必要とみられる事例等
＜62事例＞
- ⑤感染症患者等の搬送手段等の確保が十分でない
→ 隔離・停留先や搬送手段の未確保等
＜11検疫所、5保健所＞
- ⑥感染症患者等の搬送訓練が十分でない
→ 総合的訓練や合同訓練が不十分
＜8検疫所、3保健所＞

主な勧告及び厚生労働省の対応

- 入国時の渡航歴等の確認の徹底
→ 入国審査と連携した渡航歴等の申告の周知徹底等を行う。
・今年度中に、法務省入国管理局はじめ関係各方面に協力を要請し、出国時を含めて、健康監視に関する周知を図る。
- 健康監視業務の適切な運用の確保
→ 罰則適用の取扱いも含めた報告遵守方策の検討・運用徹底等を行う。
・今年度中に全検疫所における健康監視の実施状況等調査を実施し、その結果を踏まえ、対象者からの報告方法の見直しなどを含めた通知を発出し、運用の徹底を図る。
- 指定医療機関の診療体制等の適切な整備
→ 感染症指定医療機関の診療体制等の実態把握を行う。
・今年度中を目処に調査対象外の自治体、医療機関も含め実態把握を行う。
・調査対象となった自治体、医療機関に勧告内容について確認を開始し、現時点で感染管理の観点から改善が必要とみられる事例等は確認されていない。
→ 実態把握結果に基づく改善措置を講じる。
・改善が必要な事例が発見された場合は、改善措置を行い、推奨事例については情報共有する。
→ 制度の枠組みや指定基準等の見直しの検討を行う。
・自治体、医療機関の意見等を踏まえ、必要に応じて診療体制の向上に資する研修や補助金等を検討する。
- 搬送手段等の適切な確保
→ 搬送手段等の総点検、改善指示・助言等を行う。
・今年度中に、全検疫所に対する隔離・停留先、搬送方法に関する総点検を実施し、不十分な状況については、搬送車や機材の配備など、できることから解消を図る。
・離島からの一類感染症患者の搬送について、搬送体制が確保できるよう、関係機関との協議を継続する。
- 搬送訓練の適切な実施
→ 検疫所への訓練の実施基準の提示、保健所への効果的な訓練の実施事例の紹介等を行う。
・今年度実施した全国研修会で「訓練」を課題に取り上げ、問題意識の共有を図ったところ。今後、この報告書等を踏まえ、総合的訓練の実施基準となる通知を発出し、訓練の充実を図る。